

○ ○ ○ ○規約（会則）

（名 称）

第1条 本会は、○○○○と称する。

（目 的）

第2条 本会は、△△△△（例：バスケットボール）によって健康増進とコミュニティの育成を図ると共に、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

※団体の実態と目的に齟齬が無いようにしてください。

（例：会員に青少年がいないのに青少年の育成に寄与することを目的としている等）

（会 員）

第3条 本会の会員は、□□□□（例：主に港区在住者）をもって組織する。

※団体の構成員が学生のみ、又は一企業等の関係者のみでないことが必要です。

（所在地）

第4条 本会の所在地は、港区○○町○丁目○番○号におく。

（事 業）

第5条 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 週○回程度の定期的な練習を行う。
- 2 その他、必要な事業を行う。

（役 員）

第6条 本会に次の役員をおく。役員の任期は○年とし、再任を妨げない。

会長○名 副会長○名 会計○名 監事○名

※上記役員を置く場合は会員名簿の記載内容と齟齬が無いようにしてください。（例：副会長や会計等をおいているのに、会員名簿上、だれがどの役員を担っているのか未記載等）

（役員を選出）

第7条 役員は、会員の互選とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

- 1 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 2 会計は、経理を担当する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(会費)

第9条 本会の運営は、会費によって賄うものとする。

- 1 入会金〇〇〇円/人
- 2 会費〇〇〇円(月額)

(会議)

第10条 会議は総会及び役員会とする。

- 1 総会は、〇年〇回とし会長が招集する。なお、必要と認めたときは、臨時会を招集することが出来る。
- 2 役員会は、会長が必要の都度招集し、議長となる。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年△月△日に終わる。

(施行日)

第12条 本規約(本会則)は、〇〇年〇月〇日から施行する。

※施行日<申請日となるようにしてください。